

## 新規申請・区分変更申請をされる方へ

要介護(要支援)認定を受けるためには、指定市町村事務受託法人等の調査員がご自宅等に訪問させていただき、心身の状態等について伺う調査(訪問調査)を受けていただく必要があります。

この点、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問調査を拒否又は長期間延期されますと、手続きが止まってしまい、結果的に要介護(要支援)認定を受けることができません。

つきましては、ご自宅等で訪問調査を受けなければならないことをご理解いただき、要介護(要支援)認定を申請いただきますようお願いいたします。

いまは、訪問調査を受けたくない方は、訪問調査を受けていただける時期に、申請いただきますようお願いいたします。

また、申請後に訪問調査を取り止めたい場合は、担当予定のケアマネジャー又は京都市介護認定給付事務センター(075-708-7711)までご連絡ください。

令和2年5月

京都市介護ケア推進課